

# 「地域福祉計画」の概要

## 1 地域福祉計画策定の背景

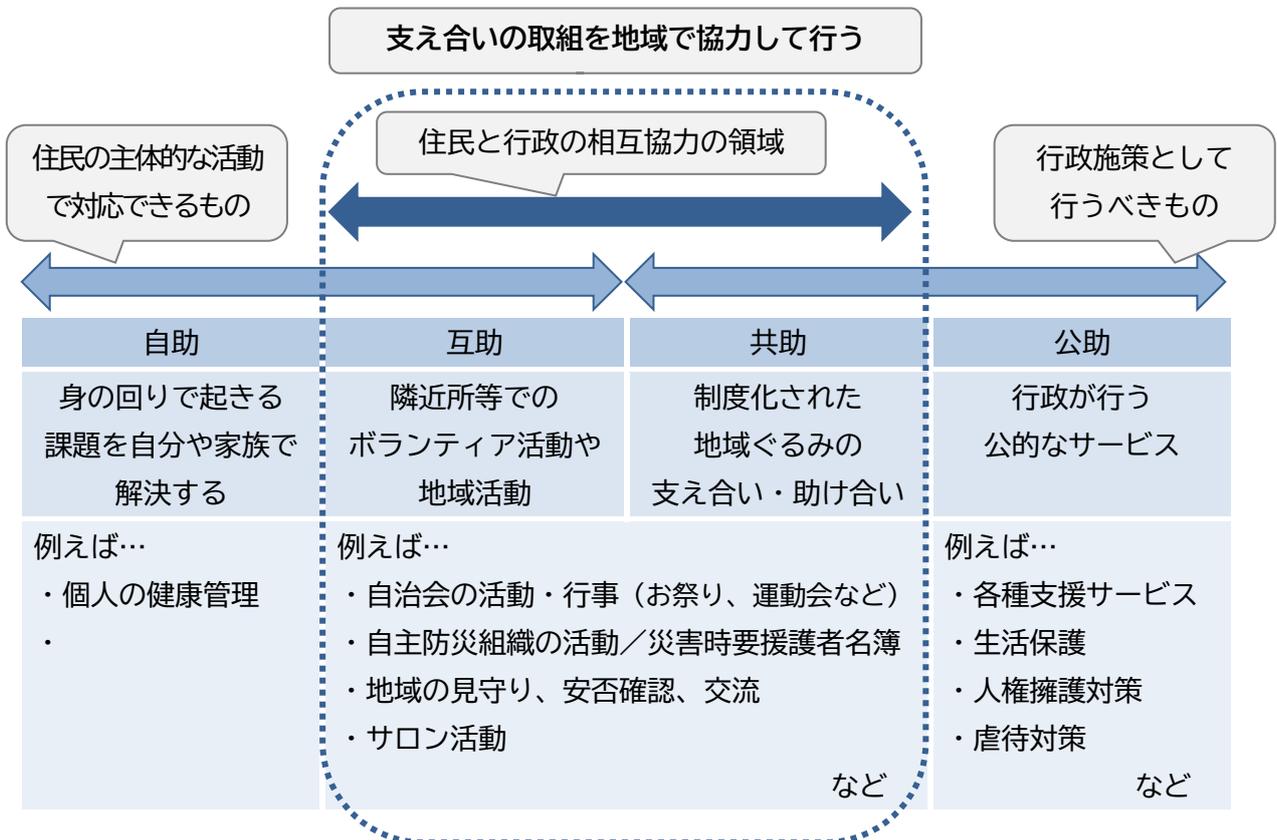
高齢者や障がいのある方、子どもを含め、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、「支える人」と「支えられる人」の区別なく、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政など、あらゆる機関が主体性をもって、協働し支えあい、助けあうという『ともに生きる社会』をつくっていくことが必要です。

本町においては、2021～30年度のまちづくりの指針を定める「第5次播磨町総合計画」において、平成27（2015）年9月国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に取り組んでおり、誰一人取り残さないよう、さまざまな課題に向き合うとともに、障壁を取り除くのは社会の責務とする障がいの「社会モデル」の考え方など、現在の社会状況や国・兵庫県の取り組みを踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指しています。

また、令和4（2022）年度を「協働」の推進に向けた「まちづくり元年」と位置づけ、「協働のまちづくり」を宣言し、播磨町の未来に向かって、みんなで考え、みんなで話し合い、みんなの力を合わせて、人と人がつながるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、「地域」と言う視点で福祉に関する課題を整理し、住民とともに支援を必要とするさまざまな人の生活を地域で支えていくために策定するものです。

【地域福祉のイメージ】



## 2 「地域」のとらえ方

播磨町は、兵庫県南部の中央に位置し、面積は 9.13 km<sup>2</sup>と県内で最も小さな町ですが、約 3.3 万人の住民が生活をしており、地域ごとに抱える生活課題や福祉課題はさまざまです。

地域福祉では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。世帯数や住民の年齢層の違いなど各地域によって生活課題や活動内容は異なることから、地域生活課題の解決を図るためには、地域住民、行政、社会福祉関係団体等の各々に期待される取組みや求められる取組み、各々の協力体制を考える上では、地域住民の生活範囲に応じた「圏域」を意識していくことが重要となります。

本計画においては、地域住民を中心として、最も小さな「隣近所等」を最小範囲とし、そこから「自治会」、「コミセン地区」、「町全域」と徐々に広がる4つの重層的な活動圏域を想定しています。

【地域福祉を推進するための重層的な圏域のイメージ】

### 第1層 町全域 ~ 制度や施策につなげるエリア

- 事業所や企業、行政などが、地域の課題などを踏まえて、必要な資源やサービスを展開していきます。
- 横断的な相談窓口の仕組みをつくっていきます。

### 第2層 コミセン地区（4地区） ~ 地域と専門職がつながるエリア

- 自治会では解決できない課題について、情報共有やサービスへつなげる場として、ネットワークづくりに取り組みます。
- 話し合いを通じて困りごとの共有や解決に向けて取り組みます。

### 第3層 自治会 ~ みんなの力をつなぐエリア

- 地域の行事やイベントを通じて、それぞれの顔が見える関係性をつくっていきます。
- 身近なところでさまざまな人が「集える場」づくりや、交流する機会を増やし、地域での支え合い活動をすすめていきます。

### 第4層 隣近所 ~ ご近所つながりエリア

- 隣近所でのつながりや見守りが地域福祉活動の基盤となります。

公的なサービスの領域の度合い

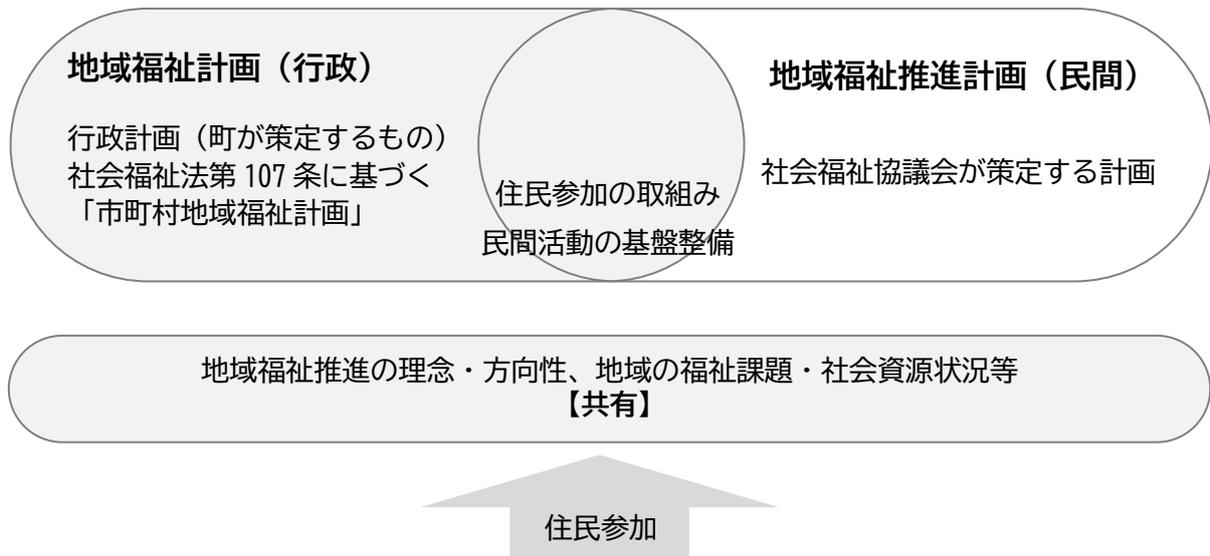
身近な支え合いの領域の度合い

### 3 地域福祉計画と地域福祉推進計画との関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて市町村が策定する計画です。総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組みの方向等を示す計画です。

一方で、「地域福祉推進計画」は、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。地域福祉計画で示された課題に対応するため、主に「共助」に関する活動について整理したアクションプラン（活動計画）であり、地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会の役割を示した計画です。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉推進計画」は、播磨町の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により播磨町の地域福祉を推進していくものです。

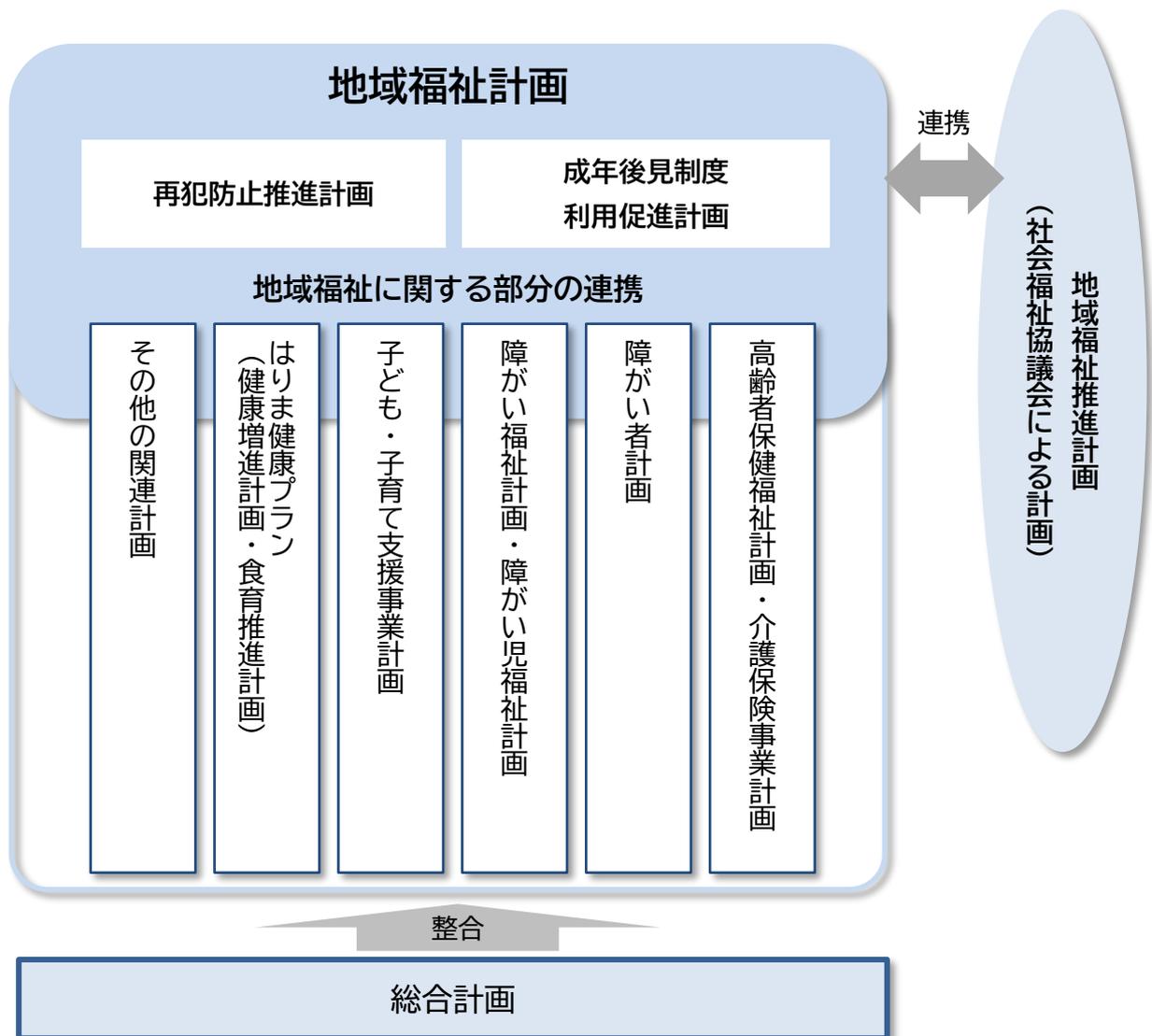


## 4 その他の計画との関係

地域福祉計画は、「総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

また、地域福祉計画は、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

なお、平成 30 年（2018 年）4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。



## 5 地域福祉に関する国の動向

### (1) 新しい地域支援体制の確立

平成 27 (2015) 年 9 月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

### (2) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

平成 29 (2017) 年 6 月には社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務が課せられ、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。また、地域福祉推進の理念が規定され、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

そして、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」および「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。

### (3) さまざまな差別の解消に向けた取り組み

さまざまな差別の解消に向けて、国において、平成 28 (2016) 年にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がいの有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

#### (4) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 (2016) 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 (2017) 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

#### (5) 再犯防止推進計画（再犯防止の取り組み）

平成 28 (2016) 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪や非行をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

#### (6) 重層的支援体制の整備に向けて

令和元 (2019) 年 5 月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置されました。この検討会での議論において、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の 2 つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職に寄る伴走型支援と地域住民同士の支え合いや見守りなどの双方の視点を重視することによりセーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。

そして、令和 2 (2020) 年 6 月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができることとされ、「属性を問わない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援の一体的な実施について取り組むこととされました。

## 【参考】改正社会福祉法における計画に盛り込むべき事項（抜粋）

### ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・ 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、重点的に取り組む分野に関する事項
- ・ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ・ 生活困窮者、共生型サービス、のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 判断能力に不安がある者への金銭管理等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応
- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくり など

### ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・ 地域住民に対する相談支援体制の整備・福祉サービスの利用に関する情報提供
- ・ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・ 利用者の権利擁護・成年後見制度、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み
- ・ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

### ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・ 社会福祉を目的とする多様なサービスの参入促進、公的サービスの連携による公私協働
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

### ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・ 住民等による問題関心の共有化への意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・ 地域福祉を推進する人材の養成

### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項）

- ・ 身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境の整備
- ・ 身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

## 6 本計画において一体的に策定する計画

### (1) 成年後見制度利用促進計画（権利擁護の取組）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策について市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

ガイドラインでは、判断能力に不安がある人への金銭管理などの観点も踏まえた権利擁護の在り方を市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけているとともに、厚生労働省の「成年後見制度利用促進に向けた手引き」においても、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画に盛り込むことが望ましいとされました。

### (2) 再犯防止推進計画（再犯防止の取組）

「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

## 7 計画策定にかかるスケジュール

令和4（2022）年度には、地域福祉をめぐる播磨町の現状把握に向けて下記の調査等を実施しました。

項目	実施概要
住民アンケート調査	播磨町にお住まいの18歳以上の1,000人（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施 ※回収は467サンプル（回収率46.7%）
関係団体等アンケート調査	播磨町で地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体を対象にアンケート調査を実施 ※回収は56サンプル
ひきこもり実態把握調査	播磨町内の民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を実施 ※回収は52サンプル
住民参加型ワークショップ	「ふわっと ふくしに ふお～かすしたワークショップ」と題し、播磨町にお住まいの方、播磨町にお勤めの方など（61名）でワークショップを実施

本年度中の計画策定に向けたスケジュールをお示しします。

令和5年度	令和5年										令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現状分析・課題の整理	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒										
方向性（基本理念・方針）検討			⇒⇒										
計画骨子案の作成・検討			⇒	⇒⇒									
施策体系の作成・検討			⇒	⇒⇒									
素案作成				⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒					
パブリックコメント									⇒⇒	⇒⇒			
原案作成										⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒	
■策定委員会等													
計画策定委員会等の実施				① 18日	★ 9日	②	★	③			④		

会議予定	日程	議題
第1回策定委員会	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の概要（地域福祉計画とは…の説明）</li> <li>・各種アンケート調査、ワークショップの実施報告（上記からみられる播磨町の課題の共有）</li> <li>・計画の基本理念の検討</li> </ul>
★ワーキング	8月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の方向性（施策の体系の骨組み）の検討（委員会委員の有志による）</li> </ul>
第2回策定委員会	9月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の提示・検討</li> </ul>
★住民説明会	10月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の方向性等についての住民説明会（令和4年度実施のワークショップ参加者への報告会も含む）</li> </ul>
第3回策定委員会	11月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の提示・検討（パブリックコメント実施の承認）</li> </ul>
第4回策定委員会	2月予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施の報告</li> </ul>